

畜産農家の皆様へ

死亡した家畜は適正に処理しましょう！

県内の山林で、
死亡子牛が不法に投棄される事案がありました。

詳細は現在調査中ですが、死亡した家畜を投棄することは法律違反です。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十六条）

死亡した家畜は、必ず死亡獣畜取扱事業者等へ連絡し、適切に処理してください。

※死亡牛を投棄した場合の罰則

- 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）または併科
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 罰則 第二十五条、第三十二条）

詳しくは、最寄りの家畜保健衛生所まで御連絡ください。

<連絡先> 西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎 0883-24-2029

東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています